

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第12号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」の概要

平成27年5月 日
特定個人情報保護委員会事務局

1. 委員会規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第14号の規定に基づき、同条第12号に準ずるものとして特定個人情報の提供に関する規則を定めるもの。

2. 委員会規則の内容

特定個人情報の提供に関して、番号法第19条第12号に準ずるものとして同条第14号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときを、以下のときとする。

- ・ 個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法（昭和26年法律第4号）、税理士法（昭和26年法律第237号）及び社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に規定する検査等が行われるとき。

[番号法施行令第26条、別表第19号（個人情報保護法の報告徴収）に準ずるもの]

- ・ 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合において、条例の規定に基づき当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

[番号法施行令第26条、別表第20号、第21号（行政機関個人情報保護法等の諮問手続）に準ずるもの]

3. 施行期日

番号法の施行の日（平成27年10月5日）

○特定個人情報保護委員会規則第 号（案）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第十四号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき

同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十二第一項の規定による立入検査又は同法第十四条

の三第二項の規定による調査が行われるとき。

二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。

三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十四条第一項の規定による報告の求め又は立入検査が行われるとき。

四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつた場合において、条例の規定に基づき当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。